

2023（令和5）年3月9日
○（令和〇）年〇月〇日改定

AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針

民間AMラジオ放送事業者が、経営判断として基幹放送局（親局¹⁾）のAM放送（中波放送）からFM放送（超短波放送）への変更（以下「FM転換」という。）及びFM転換を伴わないAM放送を行う基幹放送局（中継局²⁾）の廃止（以下「AM局廃止」という。）を検討するに当たって、その社会的影響、特に聴取者への影響を最小限にする観点から、先だって一定期間のAM局の運用休止を行うことを可能とするため、AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針（2023年3月）を公表し、民間AMラジオ放送事業者47社中13社の一部のAM局³⁾が、この基本方針に基づく特例措置の適用を受け、2023年11月1日から2025年1月31日まで検証を行っているところである。

同基本方針において、「特例措置の実施状況等を踏まえ、総務省は、再度特例措置の適用期間を設けること」とされたことを踏まえ、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」において特例措置による検証の要件について検討がなされ、「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第3次）[案]」においてラジオ放送における経営の選択肢に関する提言があった。本基本方針は、同提言を踏まえ、特例措置の適用を受けるための要件、手続等を示すものである。

^{1,2)} ここでいう「親局」は放送法施行規則第103条第1号に規定する「親局」を、また、「中継局」は同条第2号に規定する「プラン局」及び同条第3号に規定する「その他の中継局」を指す。

【参考】放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）（抜粋） (定義)

第百三条 この款において使用する用語は、次の定義に従うものとする。

- 一 「親局」とは、放送対象地域ごとの放送系のうち最も中心的な機能を果たす基幹放送局であつて、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の表に掲げる親局のことをいう。
- 二 「プラン局」とは、親局以外の基幹放送局のうち、基幹放送用周波数使用計画の表に掲げる中継局のことをいう。
- 三 「その他の中継局」とは、親局及びプラン局以外の基幹放送局をいう。

³⁾ 株式会社アイビーシー岩手放送（田野畠局）、株式会社LuckyFM茨城放送（土浦局・関城局）、株式会社新潟放送（長岡局・柏崎局）、北陸放送株式会社（七尾局・山中局・輪島局）、福井放送（敦賀局・小浜局）、東海ラジオ放送株式会社（下呂局・恵那局・上野局・新城局・豊橋局）、山口放送株式会社（須佐田万川局・萩局・山口局・岩国局・下関局・周南局）、南海放送株式会社（新居浜局・宇和島局・八幡浜局）、RKB毎日放送株式会社（行橋局）、九州朝日放送株式会社（行橋局）、長崎放送株式会社（佐賀局・唐津局・伊万里局・有田局）、株式会社熊本放送（荒尾局）、株式会社南日本放送（阿久根局・川内局・大口局）

1 AM局の運用休止に係る特例措置

FM転換及びAM局廃止を検討する民間AMラジオ放送事業者において、一定の要件を満たす場合には、6か月以上に及ぶAM局の運用休止を行っても、電波法(昭和25年法律第131号)第76条第4項第1号の規定に該当しないものとして取り扱うこととする。⁴

2 特例措置の適用期間

以下の2回を設けることとする⁵。

- ① 特例措置の適用期間は、2023年11月1日から2025年1月31日までとする。
特例適用局(1の特例措置の適用を受けるAM局をいう。以下同じ。)の運用休止は、2024年2月1日以降に開始し、特例措置の適用期間内に終了すること。
- ② 特例措置の適用期間は、2025年9月1日から2026年10月31日までとする。
特例適用局の運用休止は、2025年12月1日以降に開始し、2026年9月30日までに終了すること。

ただし、特例措置の適用期間の終了後、特例措置の適用を受ける民間AMラジオ放送事業者(以下「特例措置適用事業者」という。)が当該適用期間の延長を希望するときは、総務省が必要と認める場合に、当該適用期間を延長することができる。

⁴ 無線局の運用を1か月以上休止する場合は、電波法第16条第2項に基づき、総務大臣に対して無線局の運用休止に関する届出を行うことが必要となる。また、正当な理由がないのに運用休止期間が6か月以上となる場合、同法第76条第4項第1号に規定する免許取消事由に該当する。

【参考】電波法(昭和25年法律第131号)(抜粋)
(運用開始及び休止の届出)

第十六条(略)

2 前項の規定により届け出た無線局の運用を一箇月以上休止するときは、免許人は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも、同様とする。

第七十六条(略)

4 総務大臣は、免許人(包括免許人を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六月以上休止したとき。

⁵ 2回目の特例措置の適用期間を実際に設けるか否かは、①の特例措置の実施状況等を踏まえ判断することとなる。

3 特例措置の適用を受けるための要件

民間AMラジオ放送事業者が本特例措置の適用を受けるに当たっては、以下の要件を満たすことを求めることとする⁶。

(1) 特例適用局が適切に選定されていること

当該事業者の放送区域⁷内において、特例措置により特例適用局の運用休止を行ったとしても、運用休止前の世帯・エリアカバー率が最大限維持できるよう、特例適用局を適切に選定すること。

このことから、特例適用局の運用休止に当たっては、新たなFM中継局の整備や既存のFM補完中継局の運用、さらにはケーブルテレビによる再送信の実施を可能な限り行うこと。ただし、特例適用局以外のAM局、FM局（特例措置の適用期間中に新設を計画するFM局を含む。以下同じ。）及び特例適用局の放送を特例適用局以外から受信し再送信するケーブルテレビによるカバーが地理的・地形的特性、経済合理性などの観点から特例適用局がカバーする一部の地域において困難な場合にあっては、radiko等のインターネット配信サービスによるカバーを考慮することができる。

また、特例適用局の運用休止後に放送を聴取するための手段を提示すること。

なお、特例措置の適用を受けるための手続（4参照）において、次のアからエまでを含むデータを総務省に提出すること⁸。

ア 運用休止前における、放送対象地域に対する全AM局及び特例適用局によるそれぞれの世帯カバー率。

イ 放送対象地域における、運用休止前の特例適用局による世帯数に対し、特例適用局の放送区域におけるFM局及び特例適用局の放送を特例適用局以外から受信し再送信するケーブルテレビ（FM局の放送区域と重複する地域を除く。以下同じ。）による世帯数を加算したものの比率。

ウ 放送対象地域における、運用休止前の全AM局による世帯数に対し、特例適用局（複数局ある時は全ての特例適用局）を除く残りのAM局による世帯数に、特例適用局の放送区域におけるFM局及び特例適用局の放送を特例適用局以外から受信し再送信するケーブルテレビによる世帯数を加算したものの比率。

エ 放送対象地域における、特例適用局の運用休止を行った場合にインターネット配信サービスのみで聴取が可能となる世帯数及びその比率。

⁶ 2①の特例措置による休止を行った特例適用局が、当該特例措置の適用期間を延長した場合、2025年8月31日までの期間、改定前の基本方針における要件を満たせば足りることとし、2025年9月1日以降は、(1)の総務省へのデータの提出及び(10)の実施計画を作成する要件以外の要件を満たすこと。

⁷ 当該事業者の放送対象地域内に限る。以下同じ。

⁸ 申請書の様式は、別途公表することを予定している。

(2) 特例適用局の運用休止の影響を受ける住民への周知広報を行うこと

特例適用局の運用休止に関する周知広報を、少なくとも当該事業者のラジオ放送、運用休止について記載した書面の当該事業者の各事務所への備置き及び当該事業者のホームページの3媒体⁹により、特例適用局の運用休止開始日の遅くとも3か月前から実施すること。

特に、当該事業者が提供するラジオ放送が聴取できなくなる地域の住民に対しては、前述の周知広報に加え、(1)で示すこととしている手段（特例適用局以外のAM局による場合を除く。）について周知を行い、十分な理解が得られるよう、丁寧な説明やよりきめ細かな対応を行うこと。

なお、特例措置の適用期間の終了後に特例適用局を廃止する可能性がある旨も併せて周知広報を行うこと。

⁹ その他の広報媒体として、特例適用局の放送区域の自治体広報誌等も考えられる。

(3) 地方公共団体等への周知及び災害時の対応に関する調整を行うこと

- ア 特例適用局の運用休止に伴い、当該事業者が提供するAM局によるラジオ放送が聴取できなくなる地域が生じる地方公共団体等¹⁰に対して、適切な周知を行うこと。
- イ 災害時のラジオ放送の対応についての取決めがある地方公共団体¹¹に対し、特例適用局の運用休止に関して説明の上、大規模災害発生時等における対応について、運用休止する特例適用局の運用再開や再休止等も含めた必要な調整を行うこと。
- ウ 災害時の対応について、特例適用局の運用休止により当該事業者が提供するAM局によるラジオ放送が聴取できなくなる地域が生じる地方公共団体に対し、上記イと同様の調整を行うこと。

(4) 問合せ窓口を設置すること

特例適用局の運用休止に関する問合せ（例：運用休止スケジュール、受信障害等）に対応する窓口について、その連絡手段（電話又はメール）、対応時間帯等を検討し、特例適用局の運用休止期間の開始日から遅くとも3か月前から設置すること。

¹⁰ ここでいう「当該事業者が提供するラジオ放送が聴取できなくなる地域が生じる地方公共団体等」には、AM放送の再送信を行っている関係者（道路関係者やケーブルテレビ事業者等）を含む。

¹¹ ここでいう「災害時のラジオ放送の対応についての取決めがある地方公共団体」は、

・災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6項に基づいて指定地方公共機関として自社を指定している都道府県
・同法第57条（第61条の3において準用する場合を含む。）に規定する警報の伝達等のための通信設備の優先利用等に係る同法施行令（昭和37年政令第288号）第22条に規定する手続を定めている都道府県又は市町村
の2類型とする。

【参考】災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抜粋） (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
六 指定地方公共機関（略）都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

（警報の伝達等のための通信設備の優先利用等）

第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、（略）放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め（略）ことができる。

【参考】災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）（抜粋） (通信設備の優先利用等)

第二十二条 都道府県知事又は市町村長は、法第五十七条（法第六十一条の三において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により（略）基幹放送事業者に放送を行うことを求め（略）るときは、あらかじめ（略）放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者（略）と協議して定めた手続により、これを行わなければならない。

(5) 特例適用局の運用休止の方法を選定すること

特例適用局の運用休止の方法を以下の3つの方法から選定すること。

- ア 特例措置の適用期間中のある時点で直ちに放送を休止。
- イ 特例措置の適用期間中において、空中線電力を段階的に減力した後に放送を休止。
- ウ 上記のほか、特例措置の適用期間中に定期的に繰り返し一定期間放送を休止。

(6) 特例適用局の運用休止による影響を検証すること

特例措置の適用期間中、特例適用局の運用休止の影響に係る以下の内容について検証¹²すること。なお、出水期や融雪期等での影響等について十分検証することができるよう、運用休止期間は最低6か月とする。

- ア 特例適用局の運用休止の影響を受ける地域の住民・地方公共団体等の認知及び理解。
- イ 特例措置適用事業者の経営基盤強化への影響及び効果。

(7) 特例適用局の運用休止に関する報告書を作成すること

(6)の検証結果その他以下の内容を盛り込んだ報告書を作成し、特例適用局の運用休止期間の終了後、可能な限り1か月以内に総務省に提出すること。

- ア 運用休止期間中に世帯・エリアカバー率を最大限維持するために講じた方策。
- イ 特例適用局の運用休止期間中に問合せ窓口等に寄せられた問合せ、意見、苦情等の内容及びそれらへの対応、その他発生したトラブルや課題の内容及びそれらへの対応等。
- ウ 特例適用局の放送区域内の地方公共団体や住民等に対するアンケート調査結果。
なお、アンケート項目については、総務省が事前に案を提示する予定であり、その設問に加えて特例措置適用事業者が独自の設問を追加してもよい。
- エ 特例適用局の運用休止を踏まえた経営基盤強化の効果。
- オ 上記内容を踏まえた、検証後の特例適用局の廃止希望有無。

(8) 特例適用局の運用休止の結果を公表すること

特例措置の適用期間の終了後、特例適用局の運用休止の結果をホームページ等において公表すること。また、(6)の検証も踏まえ、特例適用局の廃止を希望する場合は、その旨も周知すること。

¹² 3(1)においてインターネット配信サービスによるカバーを考慮できることとしたことに鑑み、インターネット配信サービスに関する検証を含む。

(9) 特例適用局の運用休止に関する適切な実施体制を確保すること

(2) の住民への周知広報、(4) の問合せ窓口、(5) の運用休止に関する作業など、特例適用局の運用休止について適切な実施体制を確保すること。

(10) 特例適用局の運用休止に関する実施計画を作成すること

(1) から(9)までの要件に関する内容を含む実施計画を作成すること。

4 特例措置の適用を受けるための手続

特例措置の適用を受けるための手続として、以下を想定している。

- ① 特例措置の適用を希望する民間AMラジオ放送事業者は、**2025年4月から5月頃に設けることを予定している申請期間において、申請書及び添付書類(②において「申請書等」という。)に必要な事項を記載の上、申請を行う。**
- ② 総務省は、**提出された申請書等を審査の上、特例措置適用の要件を満たしていると判断した場合、特例措置の適用に係る通知を行うこととする。**
- ③ 特例措置適用事業者は、**通知後、特例適用局の運用休止を行う際には、1カ月以上の運用休止を行う際に必要となる電波法第16条第2項に基づく届出を行う。**
- ④ 特例措置の適用期間中、実施計画に変更が生じた場合は、その変更内容について速やかに総務省に報告する。また、実施計画の変更により、「3 特例措置を受けるための要件」を満たさなくなった場合は、当該民間AMラジオ放送事業者は電波法第19条に基づく指定事項の変更を受けるため、所要の手続を行う。

5 特例措置の適用期間の終了後の総務省の対応

特例措置の実施状況等を踏まえ、**総務省は、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備について検討を行う¹³**とともに、その際に考慮すべき事項について整理及び公表を行うこととする。

¹³ FM補完中継局で使用できる周波数帯の拡大、民間AMラジオ放送事業者のFM転換の可否を判断する審査基準の策定等が想定される。AM局廃止の取り扱いについても、特例措置の実施状況等を踏まえ、総務省において検討することとし、2028年の一斉再免許までに必要となる制度整備に先行し、特例措置の適用を受けて運用休止を行ったAM中継局について、2②の特例措置の適用期間が終了後、AM局廃止が可能となるよう、制度整備を行うことを予定している。

◆ 2①の特例措置の適用期間延長に関する手続

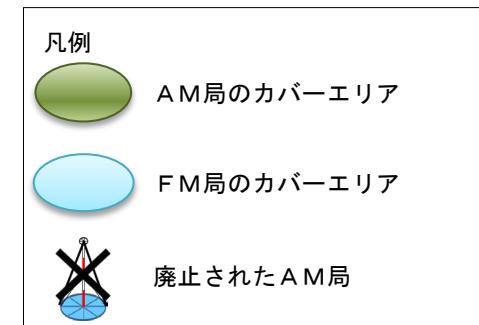
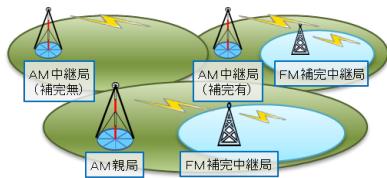
2①の特例措置適用事業者のうち延長希望者が2②の特例措置による検証を行う場合にあっては、インターネット配信サービスによるカバーも考慮した検証を行う観点から、特例措置の適用期間を延長できることとする。手続は以下を想定しており、申請の様式等の詳細な手続きは総務省から、2①の特例措置適用事業者に対して通知を行うものとする。

- (1) 延長後の特例措置の適用期間は、2026年10月31日までとする。運用休止期間及び特例措置の適用期間終了後の扱いは、2②の特例措置と同様とする。
- (2) 申請期間は、2①の特例措置の適用期間終了に間に合うよう設けることとし、①休止の延長を求める理由及び②聴取者に影響が少ないとことなどから休止を延長しても問題ないと考える理由を記載した書面((3)において「延長申請書類」という。)をもって申請を行う。
- (3) 総務省は、提出された延長申請書類を審査の上、特例措置の適用期間を延長する必要があると認めた場合、特例措置の適用期間を延長に係る通知を行うこととする。
- (4) 特例措置適用事業者は、通知後、引き続き特例適用局の運用休止する際には、電波法第16条第2項に基づく所要の手続を行う。
- (5) 特例措置の適用期間中、実施計画に変更が生じた場合は、その変更内容について速やかに総務省に報告する。

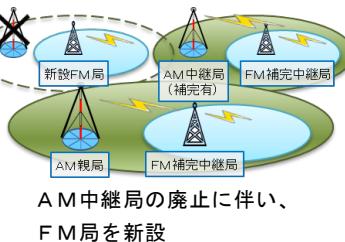
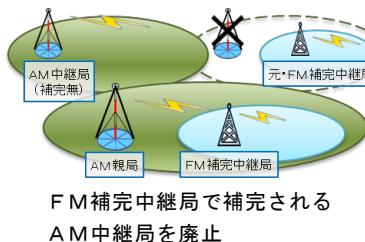
FM転換により想定される民間AMラジオ放送事業者における放送ネットワークの類型

FM転換及びAM局廃止の実施の有無によって、民間AMラジオ放送事業者の放送ネットワークは以下の4類型となることが想定される。

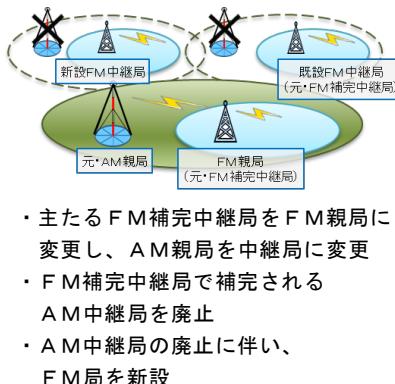
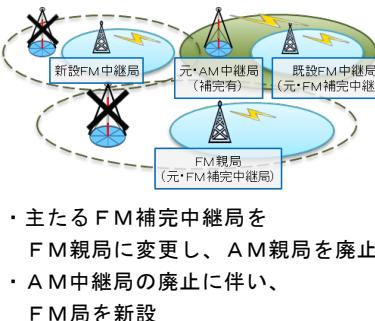
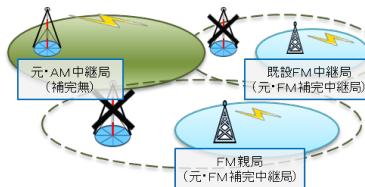
(0) FM転換及びAM局廃止のいずれも行わない



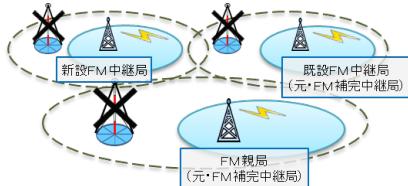
(1) AM局のうち、AM親局を継続し、AM中継局の全て又は一部を廃止する



(2) FM転換を行い、元AM親局及びAM中継局の全て又は一部を継続する



(3) FM転換を行い、AM局の全てを廃止する



※掲載している図はあくまで例示です。